

学位論文要約

平安貴族社会と装束

広島大学大学院教育学研究科
教育学習科学専攻 教科教育学分野
社会認識教育学領域

D163375 孟瑜

I . 論文題目

平安貴族社会と装束

II . 論文要約

序章

平安貴族の服装には、正式の束帯から衣冠、直衣、狩衣などさまざまな服装がある。着用する場面によっても服装は異なる。同じ場面でも身分や立場によって着用する服装が異なることもある。本論文は、平安貴族がどういう場合にどのような服装（装束）を着用するのかについて、天皇との関係における貴族の身分の違い（公卿・殿上人・蔵人）、貴族の勤務する「場」、儀式行事の性格やそれらがおこなわれる「場」、それらに参加する貴族の立場・役割などに着目して、解明することを目的とするものである。

平安貴族社会の服装は、律令国家体制における位階制に対応する位色で序列化された服制から発展したものであり、律令衣服制は位階制原理で構成された律令国家の身分秩序を表象していた。律令国家体制は古代日本をとりまく国際関係の変動のなかで変質し、それにともなって身分秩序・儀礼体系も変化した。

九世紀末～十世紀初頭、律令国家から王朝国家への転換の一環として「昇殿制」が成立した。それに伴って、平安貴族社会は公卿・殿上人・地下官人という新たな身分秩序で構成されることになった。平安貴族社会は、天皇に対する貴族の「人格的、身分的従属関係」に基づく奉仕と「機構や制度を媒介とする」奉仕の二重の奉仕関係によって成り立っていた。服装においても、昇殿制という天皇と貴族との「人

格的、身分的従属関係」の新たな形態やそれに対応する宮廷儀礼体系の形成によって、新たな衣服体系が成立した。位階制原理にもとづく位袍の束帯を着用しての本官勤務、儀式行事政務への参加を基礎としつつ、天皇に日常的に奉仕する蔵人の殿上での日中勤務に、天皇御服と同色の青色（＝禁色）束帯着用の特許、殿上人の夜間宿直に天皇の日常着と同じ直衣着用の特許などである。

そこで本論文では、平安貴族の服装着用の実態と貴族社会の服制（禁色特許・雑袍特許・直衣特許）から平安時代の政務や儀礼、貴族社会の特質を明らかにすると研究視角に基づいて、平安貴族社会の服制とその特質を明らかにする。

第一章 平安貴族の勤仕の「場」と装束

位階制原理にもとづく貴族官人の序列を表象する位袍の束帯が、平安貴族の公服の基本であった。しかし政治組織のありかた（蔵人制の整備）、宮廷貴族の編成原理（昇殿制の整備）、国家儀礼のあり方（帝国型儀礼から宮廷儀礼への転換）の変容によって、宮廷社会は位階制原理にもとづく貴族官人序列だけでは対応できなくなった。その変容を視覚的に表現するのが服制の変容であり、位袍の束帯だけの勤務・奉仕が不可能な事態になったのである。平安貴族がその地位により、また、場面により、異なる服装を着用するようになったのは、この変容を端的に示すものである。

本章では、正装の束帯で参内・退出する平安貴族が、参内・退出、勤仕場所（御前・殿上・陣座）、勤仕内容（儀式・行事・祇候・宿直）に応じて、束帯から直衣・衣冠へ、直衣・衣冠から束帯へとしばしば着替えを行っていたことを論じた。公私の異なる場合で、貴族たちが着用

する服装について明らかにした。貴族たちは私生活で衣冠・布衣・直衣を主に着用し、参内や日中勤務する時には束帯を着用した。そのためには、それぞれの状況に応じて、頻繁に衣服を着替える必要があった。公卿・殿上人・蔵人の内裏での着替えの場は、それぞれに定められた「宿所」＝「直廬」であった。

第二章 平安中・後期における蔵人の装束着用の実態

本章では、蔵人の日常勤務で着用する服装について検討した。日常勤務における蔵人の装束として『侍中群要』「第一 蔵人初参事」にみえる新蔵人の装束は、①参内・退出の装束は位袍の束帯、②日中勤務の服装は禁色宣旨を得たのちは麴塵袍または位袍の束帯、③宿直時の装束は「宿衣」であった。②③をさらに細分すると宿直明けから午一刻の朝御膳までの天皇奉仕や昼御座の鋪設などは宿衣、午一刻の朝御膳から酉一刻の夕御膳が撤されるまでは束帯、夕御膳撤去後の天皇奉仕や昼御座の撤去（また夕大盤）および宿直は宿衣である。蔵人は上卿主催の陣定・陣申文に勅旨を伝えるために、また上卿から呼び出されて陣に参向するとき、昼夜を分かたず束帯であった。公卿・実務官人（弁・史）が位袍の束帯で参加する陣定・陣申文＝太政官政務への参向だから束帯でなければならなかったのである。以上のように時間帯・勤務内容に応じて、蔵人は再々着替えなければならなかった。

また蔵人の禁色（青色袍）の着用について検討し、新蔵人は「禁色宣旨」によって天皇着用の直衣の麴塵袍を下賜され、それを着用して「吉書奏」を行い、その後は日中勤務の束帯、宿直時の宿衣のいずれにおいても麴塵（青色）袍の着用が許されるが、天皇が麴塵袍を着て御座所に居るときは、位袍でなければならない。天皇御衣の下賜と天

皇との同色着用は、天皇との恩寵関係にもとづく蔵人集団の特権的地位を表象するものである。蔵人が勅使として参向するとき、蔵人は天皇から下賜された翹塵袍の束帯を着用したが、それは勅使が天皇の分身であることの表象であった。

第三章 行事蔵人としての服装

平安時代には多種多様な儀式・行事があり、蔵人は行事蔵人を務める時に、行事における役割、行事が行われる「場」、行事における天皇との関係などによって、異なる服装で行事の任務を務めている。

本章では行事蔵人が着る青色袍の問題と、弓射儀礼・五節・仏事・正月儀礼・賀茂祭・行幸における行事蔵人の服装と儀式・行事の性格の関係について検討した。

平安中期以降（王朝国家段階）の宮廷儀礼は、太政官を中心とする国家機構が準備・運営する儀礼と、天皇と直接的な関係の深い蔵人が関与する儀礼に分類できる。前者の官僚制原理に基づく「機構や制度を媒介とする」儀礼奉仕は、本稿ではほとんど検討対象にしなかった太政官系列の行事（上卿一弁一史）を中心に行われ、後者の「人格的、身分的従属関係」に基づく天皇身边（清涼殿）で行われる儀礼奉仕は、本章で考察した行事蔵人が担った。本章では具体例を通して、後者の儀礼奉仕で行事蔵人が着用する服装が天皇の着用する服色と同じ青色＝禁色の袍であったことを明らかにした。

行事蔵人が青色袍を着て奉仕する儀式行事には、賀茂祭御禊日、相撲召合、五節寅日、五節卯日（布袴で）、五節辰日朝（宿衣で）、行幸における天皇装束奉仕、などがある。これらの儀式行事での天皇の装束は、御直衣か御位袍（黄櫨染）である。相撲召合・五節寅日の御前

試・五節卯日の童女御覧など遊興的儀礼、余興的儀礼などでも行事蔵人は青色を着用して奉仕した。すなわち、「人格的・身分的従属関係による行事一天皇御直衣一行事蔵人青色袍」、と一般化できる。この青色袍を着て奉仕する儀式は「人格的、身分的従属関係」に基づく奉仕である。

また宮中仏事（御齋会内論議・仁王会・季御読経・最勝講・御仏名など）の場合も、行事蔵人は青色の服装を着用して奉仕した。これも昇殿制に基づく「人格的、身分的従属関係」による奉仕となっている。

第四章 禁色勅許

本章では、まず「禁色」の定義について先行学説を批判し、「禁色」とは天皇着用の表衣と同色の青色＝翹塵のことである、と定義した。そのうえで天皇と同色の青色＝禁色の装束の着用を天皇が特別に認める「禁色勅許」について、蔵人を含めて宮廷社会全体の中での禁色勅許・禁色着用の実相を、公卿・蔵人・殿上人それぞれの場合に分けて分析した。

まず先行研究が指摘している公卿が禁色勅許なしに禁色装束を着用できたことを具体例によって再確認した。また蔵人の禁色勅許について、第二章でみた新蔵人補任時の禁色勅許のほかに、賀茂祭齋院儀の行事蔵人や賀茂祭御禊前駈の蔵人など内裏外勤務のときだけに適用される禁色勅許があったこと、院政期になると、禁色宣旨を下された新蔵人が、天皇への吉書奏のまえに院に吉書奏して奏上文書を院奏するようになっていったことを明らかにした。

蔵人頭・蔵人が全員禁色勅許を得たのに対し、禁色勅許を得た特定の殿上人を「禁色人」といい、大臣の子弟に限定されていた。また殿上

人の中で春日祭・賀茂祭の祭使を勤める人には、時限的に禁色勅許が下され禁色＝青色袍を着て祭使を勤めたことを明らかにした。

第五章 雑袍勅許と直衣勅許

本章では、先行研究の視点を踏まえて、平安時代の雑袍勅許・直衣勅許について考察した。

雑袍勅許について、とくに摂関期を中心に具体的に検討した。雑袍勅許は殿上人が昇殿を聴されたときにほぼ同時に行われた。殿上人は雑袍勅許によって、夜間（夕御膳から朝御膳まで）、天皇と同じく、日常着である雑袍＝直衣を着て殿上の中で宿直し、天皇御前で陪膳を奉仕した。天皇と同じ日常着＝直衣姿で天皇の日常生活に密着して天皇の寝食に奉仕するという、天皇と殿上人との特別な恩寵関係の服飾的表現である。

昼間に公卿・殿上人が直衣を着用して殿上に参入することはタブーであったが、内覧左大臣道長がまずそのタブーを破り、やがて口実を設けて白昼直衣参入する公卿も現れた。

十二世紀から確認できる直衣勅許は、殿上人全員に下された雑袍勅許と異なって、摂関家・大臣家など一部の特権的な公卿たちが日中に直衣姿で参内することを許したものであり、鎌倉期には貴族の家格固定化の中で摂家・清華家を象徴する特権的服制となっていた。

終章

九世紀末～十世紀初頭の王朝国家への転換の一環として、昇殿制が成立した。この昇殿制の成立に伴って、平安貴族社会は新たな身分秩序で構成されることになり、昇殿制に対応する蔵人・殿上人の天皇へ

の奉仕形態、宮廷儀礼体系、それに照応する服制（服装体系）が形成された。

本論文では、平安貴族の服装着用の実態を明らかにするとともに、貴族社会の特権的服制である禁色勅許・雑袍勅許・直衣勅許を通して平安時代の政務や儀礼、貴族社会の特質の一端を明らかにする研究視角から、平安貴族社会の服制の実態を解明することができた。

最後に、今後の課題としては、本論文で検討した禁色・雑袍の着用特権と、律令制の官人編成原理由来の位袍束帯の着用を統合して、王朝国家宮廷社会の貴族・官人編成・儀礼体系と関係づけながら、王朝国家宮廷社会の服制の全体像を再構成することである。

Ⅲ. 参考文献・論文

・ 茨木裕子「平安朝服飾における聴許の流れ—禁色・雑袍—」（『服飾美学』第23号 1993年）。

・ 遠藤基郎「過差の権力論—貴族社会的文化様式と徳治主義イデオロギーのはざま—」（『王朝の権力と表象—学芸の文化史』 森話社 1998年）。

・ 大丸弘「禁色聴許の被服学的研究」（『大阪樟蔭女子大学論集』1号 1963年）。

同「禁色雑袍の風俗史的研究」（『風俗』3巻3号 日本風俗史学会 1964年）。

・ 岡村幸子「職御曹司について」（『日本歴史』582号 1996年）。

・ 北村哲郎『日本服飾史』（衣服生活研究会 1973年）。

・ 小川彰「古記録記事を通して見たる禁色勅許—平安後期殿上人層を中心として—」（『国史学』第127号 1985年）。

同「禁色勅許の装束について」(『後期摂関時代史の研究』吉川弘文館 1990年)。

同「赤色袍について」(『摂関時代と古記録』1991年)。

・今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理—昇殿制の歴史的意義の再検討から—」(『歴史学研究』665号 1994年)。

・近藤好和『装束の日本史』(平凡社 2007年)。

・佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」(『日本史研究』392号 1995年)。

・佐藤全敏『平安時代の天皇と官僚制』(東京大学出版会 2008年)。

・佐々木文昭「平安中・後期の過差禁制」(『中世公武新制の研究』吉川弘文館 2008年)。

・佐多芳彦「平安・鎌倉時代の賀茂祭使—飴車と一過差—」(『栃木史学』11号 1997年)

同『服制と儀式の有職故実』(吉川弘文館 2008年)。

同「平安初期の公家服制について—束帯姿成立の背景—」(『立正史学』110号 2011年)。

・佐藤早紀子「平安中期の雑袍勅許」(『史林』第94巻 第3号 2011年)。

・柴田美恵「藤原期における位色の変容に関する一試論—紫から黒への移行をめぐって—」(『服飾美学』8号 1979年)。

・下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について」(『古代文化』49巻 11号 1997年)。

同「平安時代史研究の新潮流をめぐって—十世紀後半画期論批判—」(『日本古代・中世史 研究と資料』15号 1997年、同『武士の成長と院政』講談社版日本の歴史07 2001年)。

・新山春道「王朝の服飾・容飾と色彩―禁色をめぐる諸相―」(『王朝文学と服飾・容飾』竹林舎 2010年)。

・鈴木敬三『有職故実図典―服装と故実―』(吉川弘文館 1995年)。

・田島公「日本律令国家の『賓礼』―外交儀礼より見た天皇と太政官―」(『史林』68―3 1985年)。

・玉井力「『院政』支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店 2000年)。

・古瀬奈津子「行事蔵人について―撰関期を中心に―」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館 1998年)。

同「昇殿制の成立」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館 1998年)。

・服藤早苗『平安王朝の五節舞姫・童女』(塙書房 2015年)。

・成田汀「平安朝服飾における麴塵と青色について」(『服飾美学』16号 1987年)。

・成田汀「平安朝服飾における雑袍と直衣の諸相―重色目の成立を中心として」(『服飾美学』20号 1991年)。

同「平安朝服飾における柳色下襲の成立―藤柳下襲の重ね色目を中心―」(『服飾美学』42号 2006年)。

・中町美香子「平安時代中後期の里内裏空間」(『史林』88巻4号 2005年)。

・中井真木「中世前期の直衣始について」(『史学雑誌』121編1号 2012年)、107頁。

同「直衣の定義の変遷と語義説：宿直の衣から常の服へ」(『Waseda Global Forum』No.11 2014年)。

同「『枕草子』に描かれた男性の宿直装束について」(『Waseda Global Forum』No.12 2015年)。

同『王朝社会の権力と服装-直衣参内の成立と意義』（東京大学出版会 2018年）。

・西村さとみ「平安京の祭礼—賀茂祭の変遷をめぐって」（『ヒストリア』一四五号 1994年）。

・西村さとみ「〈消費〉する平安京」（『平安京の空間と文学』吉川弘文館 2005年）。

・西嶋定生『古代東アジア世界と日本』（李成市編 岩波書店 2000年）。

・増田美子『日本衣服史』（吉川弘文館 2010年）。

同『日本服飾史』（東京堂出版 2013年）

・桃崎有一郎「『西宮記』に見る平安中期慶申（拝賀・奏慶・慶賀）の形態と特質」（『立命館文学』624号 2012年）。

・渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』（吉川弘文館 1978年）。

・渡邊誠「日本律令国家の儀礼体系の成立と蕃国・夷狄」（『九州史学』174号 2016年）。

同「日本律令国家の「帝国」型儀礼体系の解体」（『史人』第8号 2020年）

同「東アジアの中で日本律令国家「唐風化」再考」（『史学研究』308号 2021年）。

・和田早苗「二藍に関する一考察—成立と色相を中心に—」（『服飾美学』第36号 2003年）。

・横田美緒『平安時代の都市祭礼としての賀茂祭—過差と過差禁制を中心に—』（2008年広島大学大学院教育学研究科提出修士論文）。

・米倉広晃「天皇御服における「帛」の服制の成立」（『風俗史学』71

号 2020 年)。

- ・山本佳奈「相撲儀礼の転換—相撲『節会』から相撲『召合』へ—」
(『九州史学』156号 2010年)。